

富谷 至著

## 『文書行政の漢帝国』

桐本 東太

本書は、長年にわたって中国古代の刑罰研究と簡牘学を牽引してきた著者による、最新の論文集である。内容は以下のように構成されている。

## 第I編 簡牘の形態と機能

第一章 簡牘の時代とその終焉

第二章 視覚簡牘の誕生

第三章 檄書考

## 第II編 書記とその周辺

第一章 書記官への道

第二章 書体・書法・書芸術

第三章 行政文書の書式・常套句

## 第III編 漢代行政制度考証

第一章 漢代の地方行政

第二章 通行行政

第三章 食糧支給とその管理

## 結論

それでは最初に本書の内容を要約しておこう。まず第一編第一章から始める。著者はまず、簡牘は、そこに書かれる内容によって、その長さが異なっていたことを指摘する。つまり権威ある書物ほど、丈の長い簡牘を用いて制作されたのである。

それから、簡牘から紙へという、使用媒体の変化については、三世紀初頭からはじまり、四世紀はじめには、ほぼ完全に書写材料は紙にとつてかわられた、とする。

続いて著者は「韋編三絶」という著名な格言を取り上げ、ここにも見える「韋」は、なめし皮ではなく、ただの縄であるとし、これを「なめし皮」とする誤解が生まれた背景には、もはや木牘が用いられなくなった、西晋末から東晋にかけての時代背景が横たわっていることを指摘する。

そして木牘をつなぐひもの色にも、文書の権威によつて区別がなされていたことに触れ、「視覚簡牘」という新たな概念を提唱している。

続いて第二章で、著者は、「視覚」に、より焦点を絞ってゆく。つまり、「儒学の經典を他の諸子の書と区別し、かつ権威あるものとして、経書には二尺四寸の簡が使用される。(中略)それは視覚簡牘、それによる文書行政の本格的開始といつてよい。そしてその時期が武帝時代であった」(四九頁)。

第三章は、その章の題名が示しているように、「檄」に関する考察である。著者によれば、「檄」は多面体の簡牘であり、それは「露布」の形で運搬される。「露布」とは簡牘をむき出しのま

まで運ぶことを意味する。そして檄の効用の一つとして「官署のどこかに吊しておいて、文字学習の励行を目した標識的象徴」という意味があったとして(二〇一頁)。つまり富谷氏の主張によれば、「檄」こそが典型的な「視覚簡牘」の具体的な表象だったのである。

続いて第二編にうつる。まずは第一章からである。

著者によると、漢代における、文書の爆発的な増加状況の中にあつて、書記官が世襲であつたとは、到底考えられないという。

書記官になるには、一定の分量の文字を書けるだけでなく、さらにそれを声に出して読む能力が要求された。

この点を念頭に置いたうえで居延漢簡を一瞥すると、役人が「史」であるか「不史」であるか、そのどちらなのかを確認する文言がある。前者は明らかに識字階級であり、後者は文盲である。また居延漢簡に敦煌漢簡を加えてみると、そこには、役人の勤務評定を記した木簡が頻繁に登場し、そのなかに定型句として「能書會計」との文言がある。しかし著者は、これをただの決まり文句にすぎないと考え、その意味について「役人としての勤務状態に問題は認められない」ということを示すだけの常套句として理解している。

評 書

続いて著者は、辺境における軍事システムが「都尉府——候官——(部)——燧」という形で構成されているという定説を紹介する。そして、文書の伝達と発信が行われたのは「部」までであろうとの仮説を提出したうえで、「燧」および、その周辺に住む住民たちには、「部」から派遣された書記官が、告知すべき内容を口頭で伝達したり(＝諷誦)、壁などに貼りつけて、周知徹底

させることにしたのである」との推測をしている。

続いて著者は、辺境出土木簡から得られた結論を、中国の内地においても適応できるか否かという問題を提起する。そしてこれに対する著者の回答は、簡潔かつ明快である。つまり辺境地域と内地の間には基本的な状況の相違はなかつたということである。

続いて第二章に移ろう。

居延・敦煌漢簡を一瞥すると、「懸針」「波磔」と呼ばれる独特の書体で書かれた木簡が、かなりの数、存在する。これは、後漢王朝が成立してから百年あまりが経過したのちに出現する「草書」「隸書」という書体と密接な関係を持っている。つまりこの時点で、「それぞれの書体を美しく書き、それを手本にするといった所謂書芸術が確立していたことは間違いない」(一四九頁)。ところが「私には、懸針、波磔が、書き手の芸術的意識を表す、美しく書くための技法であつたとは、認められないのである」(一五三頁)。だが「書芸術は、文書行政の展開の中で、その外延に生み出されてきたものであり、また「隸書」「草書」といった書体の名称は、書芸術の成立にともなって後漢時代初期になって登場する。これが、本章の結論である」(一六九頁)。

それは第三章。

ここで著者は木簡の表記の中に頻繁に登場する決まり文句について考察を加えている。たとえばそれは「如律令」「以急為故」「有書」「有教」といった表現であり、そこに文字どおりの意味は仮託されていないとするのが著者の見解である。それではこうした表記はどのような意味を持って使用されたのであろうか。順番にその含意を追ってゆくと、「しかるべく実行せよ」「任務をな

おざりにしてはならない」「しるかべく処理せよ」  
くらいの意味になる。

しかし著者の推論には、弱点が一つ存在している。つまり「どこまでが意味のない慣用表現で、どこまでが実質の意味を有する語句か、その境目に決め手を欠くのである」(二一五頁)。

続くは第三編。まずは第一章から。この章は「漢簡に見える亭の分析」という副題がついており、いわゆる「亭」に分析の対象を絞りこんだ論文である。

それによると、亭の本来の意味は、高樓、烽火台を意味していたが、やがて「郵亭」などといった、機関名を表す言葉に引伸する。そして文書の運送方法として、「以郵行」「以亭行」などの區別がなされているのは、文書の通過する機関が異なるためだといふ。

次に著者は、辺境と内地では文書配達システムが異なっていたか否かという問題を検討し、それらは基本的に同一だった、との結論を導き出している。

続いて著者は、従来研究者を悩ませ続けてきた「十里一亭」という語句に注目し、その本義を「十里ごとに亭を一つずつ設置すること」を意味するものと解釈している。

そして漢王朝の基盤をなす行政機関は「亭」であるとし、「亭」の本義は、警察業務を執行する役所であったとしたうえで、この「亭」を中心とする役所のネットワークが全国に張り巡らされていたのが、漢王朝最大の特徴であった、とする。以上が富谷氏の主張の眼目である。

それでは第二章にうつることしよう。本章の副題は「通行書

と関所」であり、「通行書」と「関所」の二つの事項が考察の対象となっている。

漢代における通行書としては、一般に「傳」「符」「致」の三種類が挙げられよう。問題はそれぞれの機能上の差異である。

まず「傳」であるが、これには二つの種類があった。一つは旅行者自身に旅をする必要があり、そのために発給されたもの。二つめは役人が上部の機関の要請で旅行するときに配布されたものである。

これに対して「符」は公務を託された役人が携行するものであり、しかも通過する関所は一つきりで、複数の関所を通過することは、考慮の範疇に入れられていない。それが「符」という通行書の持つ、本来の性格である。「致」に関して著者は、藤田勝久氏と解釈を同じくし、たとえば旅行にあたって購入した馬の頭数や年齢等を記載した、付加的な説明書であったと規定する。

次に関所の問題であるが、著者はこれを辺境の関所に限定して筆を進めている。中国の辺境部にあって、漢族は常に匈奴とのせめぎあいを用意していなければならなかった。また燧をはじめとする、漢王朝の構築した諸施設も、匈奴の攻撃に対応するために設置されたものであったことは、言を俟たない。そうした状況下、漢側がもつとも恐れ、また危惧していたことは、中国人の匈奴への逃亡であった。匈奴に寝返った中国人は、漢王朝の機密を漏洩するなどの様々な危険性を背負っている。こうした中国人の動きをくいとめるために設置されたのが、辺境部における関所の役割であった、との仮説を著者は提出し、この章の幕を閉じている。

さて次はいよいよ本書の最終章となる第三章である。「本章は、その前半部では漢代エチナ川流域における穀倉制度、食糧支給の実態について、新・旧居延漢簡を利用して、可能な限り詳細に解明しよう」と試みた。そこで得られた事柄が、果たして内地においてもあてはまるのか、また、漢に先だつ秦の穀倉制度との有機的関連性はどうか、これが後半部のめざすところであった」(三九一頁)。

著者はまず、穀物倉を検討の俎上にあげることが、居延・肩水地区で最も格の高い倉は「城倉」「都倉」である。そして二つの倉に蓄えられた穀物は、候官から部へという形で配送される。行政最末端の機関であつた燧の役人は部まで食料を取得しに向いたものと考えられる。

次に著者は、穀物配給にあつたての、容量について問題提起をする。その理由は、食料の配送について記した木簡には、穀物の量の上に、「大石」「小石」という文字を記したものが、散見されるからである。諸簡に記された内容を検討してゆくと、「大石」と「小石」が六対十の比率であつたことは間違いない。次はその差のよつて来るゆえんであるが、富谷氏は前者がもみ穀つきのものであり、後者が脱穀したものであるとする。そのうえで氏は、前者が「戍卒」に、後者が「吏」に支給されていたとの仮説を提出している。

そして最後に設定されたテーマである、辺境と内地との比較であるが、著者は、これまでに紹介してきた内容を、雲夢秦簡の関連する条文と比較し、少なくとも倉庫に関する決まりに限定するかぎり、両者の間に顕著なへだたりは認められない、という結論

に達している。

以上、「文書行政の漢帝國」のあらましを紹介してきたが、次に本書を読んだ評者の感想を書きとどめておこうと思う。

本書の内容はきわめて多岐にわたつてゐるが、個別の論証はひとまずおいて、著者が提示した最も大きなテーマを考えてみると、それはやはり「視覚簡牘」という概念を置いて他にない。

昨年の末か、今年の初頭であつたかと思うが、私は富谷氏の講演を拝聴する機会を持つことができた。その時富谷氏は、「この概念が木簡関係の学界ではなかなか受け入れられなくて……」とこぼしておられたのを私は鮮明に記憶している。私のような、特に簡牘を専門に研究しているわけではないが、素人には「視覚簡牘」という木簡のとらえ方に、大きな反動を感じることはなかつた。しかし、木簡研究の専門家には、富谷氏の新しい提案に対して、いささかの違和感があつたのであろう。そして本書を丹念に読み込んでみると、富谷氏は確かにこの問題について、一般的な木簡学の地平から大きく跳躍していることが、明らかに見てとれる。

一見、話題がそれるようだが、私のささやかな経験を書きとどめることをご省想いただきたい。私は高校生時代、つまり今から四十年ほど前のことになるが、柳田国男の著作を読みふけていた時期がある。「読みふける」というといかにも恰好がよさそうに見えるが、その実態は柳田が何を書いているのか、内容を追うことだけで精いっぱいだった。それが最近彼の著作を再読してみても面白いことに気がついた。柳田が精密に資料を並べて論を展開しているところと、それを証明するに足る材料が必ずしも充分で

ないのにもかかわらず、大きくジャンプしているところが、自分の目で明確に腑分けできるのである。そのジャンプは、あるいは無謀なものであったかもしれない。だからこそ柳田の没後しばらくしてから、この「跳躍部分」に狙いをさだめて、柳田批判が澎湃としてなされたのは、何の不思議もないことだった。しかしこの「跳躍部分」がなければ、柳田が柳田ではないこともまた、まぎれない事実である。

思うに、著者は本書で柳田と同じく「跳躍」をしたのである。それは緻密な実証主義を看板にする富谷氏にとつて、あるいは無意識のなかでの、大きな冒険であったかもしれない。しかしそれは、「学問的な遊戯」とでも呼べるような、研究者が到達できる、最高の境地であったこともまた、否定できない事実であろう。つまりそれは、富谷氏が富谷氏であるところの、研究者としての資質をいかに発揮した部分でもある。「視覚簡牘論」が、今後さらにどのような波紋を学界に投げかけるのか、私は楽しみにしている。

それでは次の問題にうつろう。それは著者が本書の中で、かなりの分量をさいて言及している「決まり文句」に関する箇所である。この問題について私が言及したい点は二つある。

まず一項目。富谷氏は木簡のなかに類出する「能書會計」について、これを「役人として一定の能力を備えているという程度の意味」であるとしている(一一五頁)。私はこの見解に全く異論はない。ただ、このセリフの背後には、「文字が書ける」というのが役人の理想である、という考えが横たわっていたこともまた、間違いあるまい。ここで想起されるのが、多面体の「檄」である。

すでに一度引用した文章であるが、富谷氏は「檄」の機能の一つとして、「官署のどこかに吊しておいて、文字学習の励行を目した標識的象徴」であることを挙げている。しかし富谷氏も示唆されているように、天井から吊るされてぶらぶらと揺れ動いている木簡が「文字学習」の一助になるとは到底考えられない。つまり「能書」と「吊るされた檄」はともに、中国人の「本音と建て前」(四〇八頁)をいかに発揮した好例だと思われる。この点については、読者諸兄のご意見を受けたまわれれば幸いである。二番目は「以急為故」という定型句である。富谷氏はこれも「送達にかなする特別な意味はない」すなわち「速達便を意味する表記ではない」(一七九頁)とされている。しかし木簡の出土地はいわゆる「内地」ではない。そこはいつ匈奴が急襲してくるかわからない臨戦体制にある地域に他ならない。万が一危急の事態が勃発し、それを急遽しかるべき機関に知らせねばならなかった時、「速達便」がなかったら一体どうするのだ、というのが簡牘学には門外漢の、私のような素人がいまだ素朴な疑問なのである。さらに里耶秦簡のなかに「故令人行某某急」なる表現があり、その意味するところが「故令人行による速達を指定」したものだ、との話も仄聞する。辺境木簡における「速達便」の有無については、再検討しなければならない時期が来るかもしれない。「決まり文句」については、ここまでとし、あと二点ほど感想を述べておこう。

まず一項目。富谷氏は木簡に書かれた文字について、これを「權威の標識の役割」(一一三頁)を持ったものだとして解釈されている。この見解についても、もとより私に異論はない。ただそれ

に加えて、「声」も「権威の標識の役割」をになつていたと、私は考えている。歴史上、声の果たした重要な役割については、日本史の分野において、網野善彦氏がすでに問題提起をし、中国古代史の舞台にあつても、斎藤道子氏などによって指摘されて久しい。また、「声」が重視される社会であつたからこそ、書記官の資格として、識字と並んで「諷誦」が必須の条件とされたのではあるまいか。とにかく「中国古代における声の文化史」については、今後より深化させるべきテーマとして、各研究者の念頭に置いておくべきであろう。

それでは最後の一点にうつる。『文書行政の漢帝国』を通過して痛感したことであるが、著者が制度の地域的变化には十分な目配りをしているにもかかわらず、その一方で時間的な変遷について、意外に無頓着だという印象が残った。

それにしても「日暮れて途遠し。もはや私にこれ以上の成果は

出せ」ないと(四四四頁)、すっかり弱気になつてはいるはずの富谷氏が、その後も続々と著書を上梓している姿を見ると、驚嘆の念を禁じ得ない。私にはまだ、富谷氏に教えていただきたいことが山ほどある。どうか、このちつぽけな一読者の意をくんでいただき、今後さらにバワフルな論陣をはつてくださることを強く希望して筆を擱かせていただく次第である。

謝辞) 本書評を執筆するにあたつて、高村武幸氏から、ご教示を得るところがあつた。もとより最終的な文責は私にあることは言うまでもないが、高村氏のご厚情に対し、篤く感謝する次第である。

(A5版 ix+四四五+三三六頁 二〇一〇年三月  
名古屋大学出版会 税別八四〇〇円)

(慶應義塾大学文学部教授)